

令和6年度第12回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年3月4日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第73号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第74号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第75号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第76号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第77号 農用地利用集積計画について

議案第78号 農用地利用集積等促進計画について(意見)

議案第79号 農用地利用集積等促進計画について(要請)

(2) 報告

報告第53号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第54号 現況証明願について

報告第55号 農地の改良のための届出の受理について

報告第56号 農地の転用のための届出の受理について

報告第57号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義

34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄

4 欠席委員

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、38番 山内 隆一

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は 28 番の太田 昌宏委員と 29 番の高木 政昭委員と 38 番の山内 隆一委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 5 番の竹田 圭一委員と 6 番の浅岡 治徳委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第 73 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 16 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。なお、申請番号 52 番が加藤健一委員が申請当事者となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 27 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 51 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 27 日。本案件は、両親が耕作をできる間に、農業に携わり、農業技術を身につけ、今後責任をもって申請地を耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 28 日。本案件は、申請地において

岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 54 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 28 日。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 23 日。本案件は、申請地に営農型太陽光発電設備のソーラーパネルを設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号 56 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 57 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 58 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 25 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 59 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 24 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 60 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 61 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 62 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 23 日。本案件は、申請地において岡崎漆

プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 63 番 調査員の山内委員が本日欠席のため、37 番山口が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 2 月 24 日となっております。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用するため権利の設定を行うものとのことです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 64 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 24 日。本案件は、申請地において岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用するため権利の設定を行うものとのことです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 52 番を審議するため、加藤委員には一度退室していただきます。

(加藤委員退出)

会長：それでは、申請番号 52 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

内藤 委員：申請番号 52 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 24 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、加藤委員には入室していただきます。次に、議案第74号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って10件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号93番 調査年月日は令和7年2月26日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり湿地状態となっている申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号94番 調査年月日は令和7年2月25日。本案件は、現在賃貸アパートに家族3人で暮らしているが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号95番 調査年月日は令和7年2月27日。本案件は、申請人の次女が現在家族4人でアパートで暮らしており、家財道具が増え手狭になってきたため、分家住宅の建築を検討していたが、譲受人が線引き前から所有している土地には次女の分家住宅を建築できる土地がないため、申請地である譲渡人の土地と所有している土地を交換し、分家住宅用地として取得し、次女が分家住宅の建築をしたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号96番 調査年月日は令和7年2月24日。本案件は、現在、賃貸住宅にて生活しているが、家具等が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号97番 調査年月日は令和7年3月1日。本案件は、現在、自動車販売及び自動車整備業を営んでいるが、業務の拡大に伴い現施設では販売用の駐車場が不足するため、駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はあり

ません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号 98 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 28 日。本案件は、現在バイオマス発電事業を行っており、エネルギーの地産地消という目的の達成のため、岡崎市のバイオマス発電事業に協力すべく、申請地にバイオマス発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 99 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 23 日。本案件は、申請地は太陽光パネルの設置に適した土地であり、耕作しながら売電事業を行っていききたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号 100 番 調査年月日は令和 7 年 2 月 22 日。本案件は、現在、賃貸住宅にて生活しているが、家具等が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 101 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 3 日。本案件は、現在自動車部品を製造・販売しているが、既存工場だけでは取引先からの増産要請に対応できないため、申請地に新たに工場を建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 102 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 3 日。本案件は、現在自動車部品を製造・販売しているが、新工場の建設に伴い、従業員及び搬出入用トラックの駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：今回の議案にバイオマス発電というものがありますが、岡崎市でバイオマス発電事業のための転用事例はこれまでにありましたか。また、発電方法はどのようなものになりますか。

事務局：岡崎市で過去にバイオマス発電のための転用事例はございません。また、発電方法については木くずを利用し発電するものになります。

酒井(功) 委員：今回の事業について、岡崎市から補助金等が出ているのでしょうか。

事務局：補助金の交付の有無について関係部署へ確認したところ、交付なしとのことでした。

酒井(功) 委員：承知しました。

会長：ありがとうございました。他にご質問はございませんか。

柴田(若) 委員：95番の申請について、分家住宅の建築になると思いますが、自分の土地ではなく、自分の土地と他人の土地を交換することで、分家住宅を建築することが可能ということでしょうか。

事務局：本案件は交換分家というもので、都市計画法の基準の中で、線引き前から所有している土地については、調整区域内にあっても分家住宅の建築が可能となる見込みがあります。その基準の中で、所有している土地に住宅の建築が可能な土地がない場合には、他の土地との交換が成り立つ場合に限り、交換した土地に住宅を建築することが認められます。そのため、95番の申請については分家住宅の建築が可能ということになります。

柴田(若) 委員：それでは条件を満たさないと建築できないということでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。交換分家の建築の可否については都市計画法の基準に基づきますので、まずは建築指導課へ相談ください。

柴田(若) 委員：承知しました。

会長：ありがとうございました。他にご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号93番、98番、101番、102番については、一団の転用面積が3,000㎡を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に、議案第75号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

酒井(美) 委員：申請番号8番 調査年月日は令和7年2月27日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第76号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

八田 委員：申請番号11番 調査年月日は令和7年2月29日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号12番 調査年月日は令和7年2月29日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 77 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に、議案第 78 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、意見なしといたします。次に、議案第 79 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	28 件
現況証明願について	2 件
農地の改良のための届出の受理について	4 件
農地の転用のための届出の受理について	9 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	36 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (5 番)

岡崎市農業委員会委員 (6 番)